
武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト
武蔵野クリーンセンター地産地消エネルギー
面的利用拡大調査検討等業務委託仕様書
(実行化計画含む)

平成 30 年 10 月

武蔵野市

第1章 総則

本業務委託仕様書は、武蔵野市（以下「市」という。）が発注を予定している武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクトにおける武蔵野クリーンセンター地産地消エネルギー面的利用拡大調査等業務（以下「調査検討等業務」という。）に適用するものである。

調査検討等業務を実施するにあたっては、現行法令に規定されている技術上の基準等に準拠し、周辺地域に対する安全及び公害防止に十分配慮して行うものとする。

なお、本調査検討等業務委託は環境省所管の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金「廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業」の対象業務として行うものである。

1. 適用範囲

本業務委託仕様書は、「武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクトにおける武蔵野クリーンセンター地産地消エネルギー面的利用拡大調査検討等業務委託（実行化計画含む）」に適用する。

2. 業務内容の疑義

受注者は、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに市と協議の上、決定するものとする。

3. 管理技術者等

- (1)受注者は、代理人、管理技術者、各主任担当技術者及び担当技術者を定め、市に通知しなければならない。
- (2)代理人と管理技術者は兼ねることができる。
- (3)受注者及び管理技術者は、関連する他の業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力しつつ、調査検討等業務を実施しなければならない。

4. 提出書類

- (1)受注者は、本業務委託仕様書で別に定めがある場合を除き、市と協議の上、指定する日までに、関係書類を市へ提出する。
- (2)受注者が、市に提出する書類で、様式が定められていないものは、受注者において様式を定めるものとする。ただし、市が様式を指定した場合は、これによる。

5. 資料の貸与及び返却

- (1)受注者は、電気・機械設備図、敷地現況図、武蔵野クリーンセンター焼却施設運転管理データ、その他調査検討等業務に必要な資料、基準等で市が貸与可能と判断したもの(以下「調査検討資料」という。)については、市から借り受けることができる。
- (2)受注者は、調査検討資料を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。紛失又は損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において代品を納め若しくは原状に復し返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- (3)受注者は、調査検討等業務完了時に市へ調査検討資料を返却しなければならない。

6. 再委託

- (1)受注者は、調査検討等業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。特に、総合的な企画及び判断並びに調査検討等業務遂行管理については、これを再委託することはできない。
- (2)受注者は、調査検討等業務の一部を再委託する場合は、市の定める手続きに従い、あらかじめ市の承諾を得なければならない。
- (3)再委託先は、簡易な業務を除き、調査検討等業務の遂行能力を有する者でなければならない。また、再委託先が市の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中又は排除措置中であってはならない。
- (4)受注者は、再委託先の調査検討等業務執行体制、経歴等の概要を市に提出しなければならない。
- (5)受注者は、再委託先に対し、調査検討等業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

7. 打合せ及び記録

- (1)受注者は、調査検討等業務を適正かつ円滑に実施するため、市と常に密接に連絡をとり、調査検討等業務の方針、条件等について随時打合せを実施するものとする。その内容については、受注者が打合せ記録簿を作成し、相互に確認するものとする。
- (2)受注者は、調査検討等業務の進捗状況に応じて、随時市へ中間の報告をし、十分な打合せを行うものとする。
- (3)受注者は、市から進捗状況等の報告を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

8. 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、調査検討等業務の実施にあたっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

9. 武蔵野市環境マネジメントシステムへの協力

受注者は、市環境マネジメントシステムの趣旨を理解し、調査検討等業務を適正に遂行するとともに、市環境マネジメントシステムの実行に協力すること。

10. 環境により良い自動車利用

調査検討等業務において自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車の使用又は利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車の使用又は利用に努めること。なお、当該自動車の自動車検査証、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11. 不当介入に対する通報報告

調査検討等業務委託にあたって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託の受注者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「武蔵野市が発注する契約における暴力団等排除措置要綱」に基づき、市への報告及び管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。

第2章 調査検討等業務の実施

1. 調査検討等業務の着手

- (1)受注者は、契約締結後速やかに調査検討等業務に着手しなければならない。
- (2)受注者は、調査検討等業務の着手にあたり、契約書、仕様書、特記事項等の内容を十分に把握しなければならない。
- (3)受注者は、調査検討等業務の着手時に市と協議し、次に掲げる事項についてその内容を十分に把握しなければならない。
 - ア 施設間エネルギー融通・面的利用の目的
 - イ 設計条件
 - ウ 仕様書及び適用基準等
 - エ 調査検討等業務の内容
 - オ 意匠、構造、積算、電気設備、機械設備等の各業務の区分
- (4)受注者は、調査検討等業務の着手にあたり、第3章1-7「成果物等及び提出部数」の別表1に掲げる着手書類を提出しなければならない。

2. 調査検討等業務実施計画書

- (1)受注者は、調査検討等業務実施計画書を契約確定日より14日以内に市へ提出し、承諾を受けなければならない。
- (2)調査検討等業務実施計画書の記載事項は、次のとおりとする。
 - ア 委託概要
 - イ 調査検討等業務体制
 - ウ 管理技術者等の通知書
 - エ 調査検討・蓄電池概略設計方針（調査検討にあたっての考え方、注意点、主な検討項目等）
 - オ 調査検討等業務工程表

3. 調査検討等業務工程表

- (1)受注者は、市と協議のうえ、次の事項を盛り込んだ、調査検討等業務工程表を作成しなければならない。
 - ア 調査検討等業務の進捗予定

イ 業務内容及びその報告時期

ウ 調査検討及び設備設計を適切に行うために必要な図面の範囲及び内容並びに図面の概成時期

(2)受注者は、調査検討等業務工程表の重要な内容を変更する場合は、その都度、市に変更調査検討等業務工程表を提出しなければならない。

(3)受注者は、調査検討等業務工程表又は変更調査検討等業務工程表に基づき調査検討等業務を実施しなければならない。

4. 調査検討等業務の方針

(1)受注者は、「武蔵野市長期計画・調整計画」の実現に向け、その主旨を十分に踏まえて調査検討等業務を実施すること。

(2)受注者は、調査検討等業務の実施にあたっては、地球環境保全に十分配慮し、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に協力すること。

(3)受注者は、調査検討等業務の実施にあたり「武蔵野市環境基本計画」に基づき、「スマートシティむさしの」の実現や持続可能な資源利用など、環境施策の推進に協力すること。

(4)受注者は、市と打合せを行い、調査検討の目的やその内容等を十分に把握し、調査検討等業務を実施しなければならない。

5. 調査検討等業務の成果物等

(1)受注者は、調査検討等業務が完了したときは、遅滞なく第3章1-7「成果物等及び提出部数」の別表1に掲げる成果物等を業務完了報告書及び委託完了届とともに市に提出しなければならない。

(2)業務完了報告書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 調査検討等概要

イ 業務結果内容

ウ 調査検討等業務工程表（実施を朱書きしたもの）

エ 納品書

オ 協議書

カ その他、市との協議の上、決定した事項

- (3)受注者は、成果物に、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。これにより難しい場合は、その理由を明確にし、あらかじめ市の承諾を得なければならない。

6. 検査

- (1)受注者は、市に対して調査検討等業務の完了を検査届により通知するときまでに、特記事項に定める設計等の委託に係る書類を市に提出しておかなければならない。
- (2)受注者は、検査日等の通知に従い、検査を受けなければならない。

7. 守秘義務

- (1)受注者は、調査検討等業務の実施に必要な場合を除き、市の承諾なく成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。
- (2)受注者は、積算業務に係る資料については、第三者に漏洩しないよう厳重な管理を行わなければならない。
- (3)受注者は、調査検討等業務を通して知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。なお、調査検討等業務完了後も同様とする。

第3章 調査検討等業務概要及び特記事項

1. 調査検討等業務概要及び特記事項

調査検討等業務の概要を示す。

1-1 件名

武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト
武蔵野クリーンセンター地産地消エネルギー面的利用拡大調査検討等業務
(実行化計画策定含む)

1-2 調査検討等業務における対象施設

- 武蔵野クリーンセンター 東京都武蔵野市緑町3丁目1番5号
*地域エネルギーマネジメントシステム(CEMS)設置施設
- 武蔵野市本庁舎 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号

- 武蔵野総合体育館 東京都武蔵野市吉祥寺北町5丁目11番20号
 *蓄電池システム設置予定施設
 *ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）設置予定施設
- 武蔵野市緑町コミュニティセンター 東京都武蔵野市緑町3丁目1番17号
- 武蔵野市エコプラザ（仮称） 東京都武蔵野市緑町3丁目1番5号
 *蓄電池システム設置予定施設
- 武蔵野市立第四中学校 東京都武蔵野市吉祥寺北町5丁目11番41号
 *蓄電池システム設置予定施設
- 武蔵野市立北町調理場 東京都武蔵野市吉祥寺北町4丁目11番30号
- その他近隣公共施設など

1-3 委託期間

平成31年1月（契約確定の翌日）から平成31年3月（平成30年度内）

1-4 調査検討等業務の目的

市では、平成29年4月より稼働を開始した武蔵野クリーンセンター（清掃工場）において、ごみ焼却に伴う廃熱回収により発生した「蒸気・電気」を廃棄物エネルギー利活用及び災害に強い自立・分散型エネルギー供給施設づくりを目的として、周辺公共施設（武蔵野市本庁舎、武蔵野総合体育館、緑町コミュニティセンター、武蔵野市エコプラザ（仮称））の供給するシステムを構築している。調査検討等業務は、市内の廃棄物処理の過程で発生する「地産地消エネルギー」の有効利用として、更なる地域の低炭素化及び面的利用拡大を目指し、現在、供給している周辺公共施設内でのエネルギー利用の効率化及び市立小・中学校及び給食調理場等への面的拡大における実現可能性調査及び将来構想の検討を行うものである。また、武蔵野クリーンセンターのごみ発電における夜間の余剰電力を昼間の電力利用へ移行するための手法である「蓄電池システム化」における設備導入に向けた概略設計を併せて行うものとする。

1-5 調査検討等委託業務内容

調査検討等業務の内容は、以下に示すものである。

(1) 武蔵野クリーンセンター地産地消エネルギー面的利用拡大における事業化可能性調査・検討業務

武蔵野クリーンセンターにおける廃棄物処理の過程で発生する「地産地消エネルギー」の有効利用として、更なる地域の低炭素化及び面的利用拡大を目指し、現在、供給している周辺公共施設内でのエネルギー利用の効率化及び市立小・中学校及び給食

調理場等近隣公共施設への面的拡大における実現可能性調査を行う。

ア 周辺公共施設でのエネルギー利用効率化の調査検討

(設備の効率化運用、設備改修及び導入等、武蔵野クリーンセンターとの需給最適化など)

イ 市立小・中学校及び給食調理場への面的拡大の調査検討

(小・中学校への電力自己託送、PPS への切替え、給食調理場への蒸気供給、その他近隣公共施設への熱電供給など)

(2) 武蔵野クリーンセンター地産地消エネルギー面的利用拡大における将来構想検討業務 (実行化計画策定)

上記(1)の調査・検討結果を踏まえ、武蔵野クリーンセンターにおける廃棄物処理の過程で発生する「地産地消エネルギー」の更なる、地域の低炭素化及び面的利用拡大における将来構想 (実行化計画) の検討を行う。(参考として、ごみ収集車 EV 化、新設される電力市場の有効活用、市の他の施策事業との連携、AI 及び IOT 化の導入など)

(3) 蓄電池システム化における設備導入概略設計業務

上記(1)の調査検討結果を踏まえ、武蔵野クリーンセンターのごみ発電における夜間の余剰電力を昼間の電力利用へ移行するための手法である「蓄電池システム化」における設備導入に向けた概略設計を行う。(導入対象施設は、武蔵野総合体育館、武蔵野市エコプラザ(仮称)、武蔵野市立第四中学校を想定)

* 面的利用拡大に向けたシステム構想図、全体配置平面図 (構想) は、「別添参考資料」を参照のこと。

1-6 現場実態の把握

受注者は、調査検討等業務にあたり、調査検討等の対象となる敷地や現況建物、近隣等の調査を行うとともに、既存図面やしゅん功図書等を確認し、現場の実態を十分に把握の上、調査検討等に反映しなければならない。

1-7 成果物等及び提出部数

調査検討等業務の成果物等及び提出部数は以下の別表 1 による。

別表1 調査検討等業務成果物等納品リスト

	対象	成果物等	提出 部数	電子 データ	仕様・備考
着手書類	■	委託着手届	2	○	
		主任技術者又は担当責任者届			
		調査検討等業務工程表（計画） （計画を朱書きしたもの）			
業務実施 計画書	■	調査検討等委託概要	2	○	
		調査検討等業務体制及び技術者届			
		調査検討等方針			
		調査検討等業務工程表			
		その他			
業務書類	■	打合せ記録簿	2	○	
	■	その他必要な資料	2	○	
業務完了 報告書	■	調査検討等業務概要	2	○	
		業務結果内容			
		調査検討等業務工程表（実績） （実施を朱書きしたもの）			
		官公庁等事前協議資料など			
		各種協議書			
		その他			